

## 岩手弁護士会の取り組み

弁護士 石 橋 乙 秀

- 1 はじめに  
消費者問題対策委員会  
委員 38 名（会員 65 名中）  
消費者当番弁護士制度  
当番弁護士が毎日午後待機
- 2 信用生協・自治体・弁護士会の連携  
昭和 57 年第 2 次サラ金被害  
自殺、一家離散等  
同 58 年から 3 年間全市で講演と相談  
山子金融事件（昭和 62 年）  
宮古市で約 230 名のサラ金名義貸事件 宮古市から預託金  
盛岡市、信用生協、弁護士会消費者問題対策委員会の協定（平成元  
年）  
破産は最後の手段  
信用生協・自治体・弁護士会の連携の広がり  
岩手県全県への拡充
- 3 基本的なスタンス  
生活再建（セイフティネット）  
3 者の役割分担・協働と緊張関係  
自治体提携貸付は多重債務解決の単なる 1 つの手段
- 4 各自の役割と状況
  - ( 1 ) 信用生協  
受付、時間をかけた事情聴取（事実関係・原因の把握）、最後まで  
で面倒を見る  
情報提供（多様な解決方法）
  - ( 2 ) 弁護士  
正確な多重債務の事実関係の把握と適正な解決  
処理方針の協議（問題意識と解決の道筋の共有）  
相談員の同席  
迅速適正な解決と大量の事件処理  
連携による低いコスト（費用の低額化）  
民事法律扶助の積極的な活用（法テラス）  
若手弁護士の育成（市民と同じ目線）
  - ( 3 ) 自治体  
住民サービス（住民の安心・安全）  
地域の相対的窮乏の防止  
他の行政分野（福祉等）との連携  
盛岡市及び県民生活センターからの相談  
受付、時間をかけた事情聴取、最後まで面倒を見る

( 4 ) 債務者  
生活の再建  
返済の苦しさ・煩しさからの解放

5 その他  
岩手県民生活センター及び盛岡市消費者生活センターとの懇談会  
( 隔月 )  
信用生協との年 2 回の協議会  
盛岡市消費者相談への派遣  
岩手県民生活センターへの事例研究会への講師派遣  
桐花会 ( 県内相談員の勉強会 ) への参加